

第70回審査会（令和元年6月14日）

13時30分 開会

【1 開 会】

事務局 定刻前ではありますが委員の皆様もお揃いですので、ただいまより第70回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

はじめに、このたびの審査会は、委嘱後初めての審査会となりますので、平田総務部長より委嘱状を交付させていただきます。

（各委員に委嘱状交付）

事務局 このたび、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

（各委員自己紹介）

事務局 ありがとうございました。
次に事務局の自己紹介を申し上げます。

（事務局自己紹介）

事務局 本日の審査会につきましては、審査会委員5名に対し、出席委員5名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第2条第2項に規定する定足数を満たしており、審査会が成立することを報告させていただきます。

【2 議 題】

《（1）委員長の選任について》

事務局 それでは、議題に入ります。

議題（1）「委員長の選任について」ですが、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項において、委員長は委員の皆様の中より互選していただくことになっております。

恐れ入りますが、ご協議いただきますようお願いいたします。

委員 川崎委員にお願いできないかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

（他の委員も同意）

事務局 それでは、委員の皆様の互選により、川崎委員に委員長をお願いしたいと思います。川崎委員、委員長席をお願いいたします。

(川崎委員長、委員長席に移動)

事務局 それでは、以後の議事進行について、川崎委員長よろしくをお願いいたします。

委員長 今期、委員長を務めることとなりました。委員の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

 続きまして、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第3項の規定により、委員長の職務代理人については、委員長の私から指名させていただくことになっております。

 職務代理人に小川委員を指名させていただきたいと思います。

 小川委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

(小川委員了承)

《 (2) 平成30年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (報告) 》

委員長 次に、議題(2)「平成30年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について(報告)」に入ります。

 事務局より説明願います。

事務局 (別紙資料に基づき説明)

委員長 ありがとうございます。

 委員の皆様より質問等はございますか。

委員長 女性相談というのはDVのことでしょうか。

事務局 そうです。

委員長 その他特にございませんか。特にないようでしたら、次にまいります。

《 (3) 河川ライブカメラの設置及び管理運用について (報告) 》

委員長 次に、議題(3)河川ライブカメラの設置及び管理運用について(報告)」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局 加古川市の水防重要箇所を設置を予定しております河川ライブカメラにより撮影、記録されたデータについて、個人情報保護条例の規定に基づき、適正な取扱いを行うこととしていますので、その内容についてご報告させていただきます。

それでは、所管課の治水対策課より報告いたしますので、職員を入室させます。

治水対策課 (別紙資料に基づき説明)

委員長 ありがとうございます。
委員の皆様より質問等はございますか。

委員 豪雨対策としていいことだと思います。何か所設置予定ですか。

治水対策課 養田川下流水門及び泊川の2か所です。ポールを立ててカメラを設置します。

委員長 マスキングまたはズームアップで対応とのことですが、自動で切り替わるのですか。

治水対策課 手動になるため切り替えるときには一時的に公開を中止します。撮影位置の設定も手動になります。基本的には固定での運用を考えています。

委員 マスキングの方法は見守りカメラと同じになりますか。

治水対策課 見守りカメラはカメラに直接処理をしますが、河川ライブカメラはパソコンで処理を行います。

委員 ズームアップとマスキング処理を切り替えるときにタイムラグは発生するのでしょうか。非常時に時間がかかるようではいけないと思いますが。

治水対策課 約5分で切り替えられます。

委員 それなら緊急時も大丈夫と思います。

委員 今後、設置箇所は増やしていくのですか。市内にはほかにも氾濫しやすい場所があると思いますが。

治水対策課 増える可能性もありますが、今のところは2か所です。今回の設置は主に水門操作が目的です。氾濫しやすい区域などは今後検討してまいります。

委員長 ほかにないようでしたら、次にまいります。

《 (4) オンライン画面による個人情報の目的内利用について (報告) 》

委員長 次に、議題(4)「オンライン画面による個人情報の目的内利用について(報告)」に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 住民情報オンラインシステムのオンライン画面により個人情報を新たに利用する場合については、基本的に個人情報の目的外利用に該当し、個人情報保護条例第7条第1項第4号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の制限の例外として、オンライン画面の利用についてもあわせて、当審査会に諮問してきたところです。

しかしながら、収集した業務の目的の範囲内で個人情報を利用する場合は、個人情報の目的内利用に該当し、当審査会へ諮問する理由はありませんが、オンライン画面により個人情報を利用することは、提供先が、いつでも必要に応じて個人情報を入手し得る状態となることから、慎重に判断するために、当審査会に報告するとともに、総務課へ協議するよう運用を定めているところであり、その運用に基づき、報告させていただきます。

それでは、所管課の幼児保育課及び学務課より報告いたしますので、職員を入室させます。

委員長 ありがとうございました。
委員の皆様より質問等はございますか。

委員 市内居住確認として、住民基本台帳を利用することは目的以外の利用に該当しないとあるが、これは加古川市個人情報保護条例の第7条第1項2号の「法令に定めがあるとき」に該当するのか、そもそも目的外ではないということなのか

事務局 住民基本台帳法に基づいて、利用課が当該業務執行のために利用することは目的外ではありません。

委員長 所得情報確認について本人が同意しなければどうなりますか。

幼児保育課 同意がなければ、所得証明書を提出いただくこととなります。それもしていただければ認定ができません。

委員長 ほかにないようでしたら、次にまいります。

【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

(各委員特になし)

委員長 事務局の方はどうですか。

事務局 特にございません。

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

14時11分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。